

筑紫野市介護人材資格取得等支援補助金交付要綱

(令和8年3月30日要綱第23号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護人材を確保するため、介護サービス事業所等(以下「事業所等」という。)を運営する事業者及び従業者に対し、市が予算の範囲内において交付する筑紫野市介護人材資格取得等支援補助金(以下「補助金」という。)に関し、筑紫野市補助金交付規則(平成23年筑紫野市規則第25号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業所等)

第2条 この要綱において、事業所等とは市内に所在し、かつ、次に掲げる事業を行っている事業所及び施設とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する居宅サービス事業
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業
- (3) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業
- (4) 法第8条第26項に規定する施設サービス
- (5) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業
- (6) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業
- (7) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業
- (8) 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業

(対象者)

第3条 この要綱により、補助金を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 申請日時点において事業所等に勤務している従業者に代わって、別表に掲げる補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)を負担した事業者
- (2) 申請日時点において事業所等に勤務している従業者であって、別表に掲げる補助対象経費を負担した者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付要件、補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

2 国、都道府県、市区町村その他の公的機関から同種の補助又は助成(以下「助成

等」という。)を受ける場合は、前項の規定による補助金額から当該助成等の額を差し引いた額とする。

(交付申請)

第5条 第3条の対象者が補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 第3条第1号に掲げる者

- ア 筑紫野市介護人材資格取得等支援補助金交付申請書(事業者用)(様式第1号)
- イ 実績報告書(様式第2号)
- ウ 研修実施者が発行する受講料等の領収書の写し
- エ 研修実施者が発行する修了証明書、介護福祉士登録証又は介護支援専門員証の写し
- オ 別表に掲げる補助対象経費を従業者に代わって事業者が負担していることが分かる書類
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 第3条第2号に掲げる者

- ア 筑紫野市介護人材資格取得等支援補助金交付申請書(従業者用)(様式第3号)
- イ 研修実施者が発行する受講料等の領収書の写し
- ウ 研修実施者が発行する修了証明書、介護福祉士登録証又は介護支援専門員証の写し
- エ 事業所等に勤務していることを証する書類
- オ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、別表に定める交付要件を満たした日の翌日から起算して1年以内に行うものとする。

3 第1項の規定による申請をした者(以下「申請者」という。)は、当該申請を取り下げようとするときは、速やかに、筑紫野市介護人材資格取得等支援補助金交付申請取下書(様式第4号)を市長に届け出るものとする。

4 事業者は、複数の従業者に係る補助金をまとめて申請することができる。

(交付決定等)

第6条 市長は、書類の審査及び必要に応じて行う調査等により補助金の交付の可否を決定するとともに、筑紫野市介護人材資格取得等支援補助金交付可否決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、必要があ

るときは、条件を付すことができる。

(資料の提供等)

第7条 市長は、補助金の適正な交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し必要な資料の提供を求め、必要な事項の報告を求めることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に別表に定める交付要件を満たしたものについて適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年5月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条、第4条関係)

交付要件	補助対象経費	補助金額
介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)第22条の23第1項の介護職員初任者研修過程を修了すること。	介護職員初任者研修過程に係る受講料及び教材費	補助対象経費の合計額(ただし、国、都道府県、市区町村その他の公的機関から補助対象経費に係る助成を受けている場合にあっては、当該額を控除して得た額とする。)
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号の要件を満たすための研修(以下「介護福祉士実務者研修」という。)を修了すること。	介護福祉士実務者研修に係る受講料及び教材費	
社会福祉士及び介護福祉士法第40条第1項の介護福祉士試験に合格し、同法第42条第1項の登録を受けること。	(1)介護福祉士試験を受けるにあたって受講した講座の受講料及び模擬試験の費用 (2)介護福祉士試験の受験手数料	
法第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、同項の登録を受けること。	(1)介護支援専門員実務研修受講試験を受けるにあたって受講した講座の受講料及び模擬試験の費用 (2)介護支援専門員実務研修受講試験の受験手数料	
法第69条の2第1項及び規則第113	介護支援専門員実務研	

<p>条の4の介護支援専門員実務研修を修了すること。</p>	<p>修に係る受講料及び教材費</p>
<p>法第69条の8第2項のただし書に規定する研修(以下「介護支援専門員専門研修」という。)を修了すること。</p>	<p>介護支援専門員専門研修に係る受講料及び教材費</p>
<p>法第69条の8第2項及び規則第113条の18の更新研修(以下「介護支援専門員更新研修」という。)を修了すること。</p>	<p>介護支援専門員更新研修に係る受講料及び教材費</p>
<p>法第69条の7第2項に規定する研修及び規則第113条の16の再研修(以下「介護支援専門員再研修」という。)を修了すること。</p>	<p>介護支援専門員再研修に係る受講料及び教材費</p>
<p>規則第140条の68第1項第1号の主任介護支援専門員研修を修了すること。</p>	<p>主任介護支援専門員研修に係る受講料及び教材費</p>
<p>規則第140条の68第1項第2号の主任介護支援専門員更新研修を修了すること。</p>	<p>主任介護支援専門員更新研修に係る受講料及び教材費</p>